

【書類名】 刊行物等提出書
【整理番号】 TOSHO-1
【提出日】 平成17年4月18日
【あて先】 特許庁長官殿
【事件の表示】
【出願番号】 特願2001-564025
【出願公表番号】 特表2004-504652
【提出者】
【識別番号】 391029141
【住所又は居所】 東京都中央区日本橋兜町2番1号
【氏名又は名称】 株式会社東京証券取引所

【代理人】

【識別番号】 100083806
【弁理士】
【氏名又は名称】 三好 秀和
【電話番号】 03-3504-3075

【選任した代理人】

【識別番号】 100109380
【弁理士】
【氏名又は名称】 小西 恵

【提出する刊行物等】

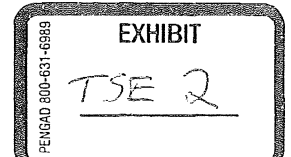
1. 「次期先物オプション売買システム参加者説明会資料」平成9年(1997年)9月
2. 「先物/オプション売買システム取引用端末操作要領」1998年8月(初版)
3. 「東京証券取引所50年史 資料集 制度編」2000年7月31日
4. 「システム訂正の通知文」

【提出の理由】

(1) 結論

1. 本願の請求項1、8および15に係る発明は、いずれも、特許法29条第1項

TRADING TECH EXHIBIT 2159
IBG ET AL. v. TRADING TECH
CBM2015-00179
CBM2015-00181
CBM2015-00182



第3号ないし第2項の拒絶理由を有するものであるから、特許法施行規則13条の2第1項第2号所定の情報提供理由が存する。本願の請求項1に従属する請求項2ないし7、請求項8に従属する請求項9ないし14、請求項15に従属する請求項16ないし21は、いずれも特許法29条第2項の拒絶理由を有するものであるから、特許法施行規則13条の2第1項第2号所定の情報提供理由が存する。

II. 本願の請求項22、29および35に係る発明は、いずれも、特許法29条第1項第3号ないし第2項の拒絶理由を有するものであるから、特許法施行規則13条の2第1項第2号所定の情報提供理由が存する。本願の請求項22に従属する請求項23ないし28、請求項29に従属する請求項30ないし34、請求項35に従属する請求項36ないし40は、いずれも特許法29条第2項の拒絶理由を有するものであるから、特許法施行規則13条の2第1項第2号所定の情報提供理由が存する。

(2) 本願の請求項1、8および15に係る発明、ならびに請求項22、29および35に係る発明の目的および効果

本願の請求項1、8および15に係る発明（以下、「本願発明1」という。）は、明細書段落【0009】、【0010】、【0022】の記載からみて、商品取引スクリーン上で、商品の価格フィールドおよび取引量フィールドの急速な変化がある場合において、商品の取引の動向およびその他の特性を直観的かつ容易に理解可能とすることにより、トレーダが取引を発注するのに要する時間を劇的に短縮し、これによりトレーダの注文が所望の価格および所望の取引量で満たされる可能性を高めることを目的および効果としており、

本願の請求項22、29および35に係る発明（以下、「本願発明2」という。）は、上記本願発明1の目的および効果に加え、さらに、明細書段落【0015】等の記載からみて、商品の取引の動向およびその他の特性を把握した後、単一の操作での迅速な取引の発注を可能とすることを目的および効果としている。

(3) 本願発明1の要旨

そして、上記目的および効果を達成するために、本願発明1は、下記の特許請求の範囲の請求項1、8および15に記載したところを要旨としている。

「請求項1」

TSE0000000983

電子表示装置上に市場で取引される商品の市場深度を表示する方法であって、
前記商品に関する前記市場における複数の買いを動的に表示することと、
前記商品に関する前記市場における複数の売りを動的に表示することと、
前記複数の買いに対応する価格および前記複数の売りに対する価格を静的
に表示することを含み、

前記複数の買いおよび前記複数の売りが、対応する価格と揃えられて動的に
表示する方法、

【請求項 8】

市場で取引される商品の市場深度を表示するためにコンピュータ上で実行
されるためのプログラム・コードが記録されているコンピュータで読み取り可
能な記録媒体であって、

前記商品に関する前記市場における複数の買いを動的に表示するための第
1 のプログラム・コードと、

前記商品に関する前記市場における複数の売りを動的に表示するための第
2 のプログラム・コードと、

前記複数の買いに対応する価格および前記複数の売りに対応する価格を静
的に表示するための第 3 のプログラム・コードとを含み、

前記複数の買いおよび前記複数の売りが、対応する価格と揃えられて動的に
表示される、コンピュータで読み取り可能な記録媒体。

【請求項 15】

市場で取引される商品の市場深度を表示するためのグラフィカル・ユーザ・
インターフェースであって、

前記商品に関する前記市場における複数の買いの動的表示と、

前記商品に関する前記市場における複数の売りの動的表示と、

前記複数の買いに対応する価格および前記複数の売りに対応する価格の静
的表示とを含み、

前記複数の買いおよび前記複数の売りが、対応する価格と並列して動的に表
示されるグラフィカル・ユーザ・インターフェース、」

(4) 提出に係る刊行物の記載内容および本願発明 1 との対比

TSE0000000984

I. 「次期先物オプション売買システム参加者説明会資料」

「次期先物オプション売買システム参加者説明会資料」（以下、「刊行物1」という。）には、

i) 「東証先物／オプション売買システム」と画面左上に表示された画面構成を有する、Windows等をOSとして搭載する汎用PCである取引用端末と（刊行物1、第4頁、「(1)取引用端末機能、a基本画面構成及び操作方法」、注文値段が画面中心に配置された左右に、売りおよび買いの注文数量が該注文に対応する注文値段の左欄および右欄にそれぞれ整列されて表示されている構成（刊行物1、第5頁「板画面の表示内容（例：2分割板画面の場合）」における図）と、（なお、同図における注文値段の左欄が売りの注文数量であることは、同刊行物1、同第5頁、「気配画面の表示内容の図中、2分割板画面で表示されている銘柄名「長国912」について注文値段「12695」の直近左欄に数量「22」と表示されているのに対して、気配画面の図中、同銘柄同値段について、数量「22」が「売り気配」の数量として表示されていることから、また同様に、板画面の図における注文値段の右欄が買いの注文数量であることは、同刊行物1、第7頁、「(a)新規注文入力」の図において、右欄の注文数量表示エリアをダブルクリックすると、次に表示される新規注文入力ウインドウ中、「売／買の別」欄に「買」を示す「3」が自動入力されることから、それぞれ自明である。）

ii) 板画面および気配画面の双方において、3秒間隔で自動更新表示が行なわれる構成（刊行物1、第4頁、「(1)取引用端末機能、b分割板／気配画面」第3行目）と、

iii) 板画面において、注文値段が画面中心に表示されている構成（刊行物1、第5頁、「板画面の表示内容（例：2分割板画面の場合）」における図）と
が開示されている。

なお、「3秒間隔で自動更新表示」されると記載されている、刊行物1、第5頁、「板画面の表示内容（例：2分割板画面の場合）」における図において、「注文値段」は、常に画面中心に配置される構成であって、該「注文値段」に整列する買い数量および売り数量が参照される点において、数量把握のための基準欄として機能するものであり、かつ「注文数量」とは異なり、3秒間隔で頻りにその値が変更さ

れるべき特性のものでもないから、買いおよび売りに対して「注文数量」が「静的」に表示される構成は、刊行物1に示唆されている、ないし少なくとも自明である。

また、本願請求項における「市場深度」とは、本願明細書【0014】欄において、「商品の市場深度は、市場における現在の買値および呼値、ならびに買いの取引量および売りの取引量である。」と明確に定義されているところ、これらはすべて刊行物1および後述する刊行物2の同一表示画面上に表示されるものとして記載されている。

刊行物1は、本願の最先の優先日である2000年3月2日より日前の1997年（平成9年）9月に、東京証券取引所「次期先物／オプション売買システム」の参加者に対する説明会において頒布された刊行物である（刊行物1、表紙参照）。
II. 「先物／オプション売買システム取引用端末操作要領」

「先物／オプション売買システム取引用端末操作要領」（以下、「刊行物2」という。）には、

i) 「東証先物／オプション売買システム」と画面左上に表示された画面構成を有するクライアント端末である取引用端末と（刊行物2、2-1頁、5-1頁「5-1メインウインドウ」）、注文値段①が画面中心に配置された左右に、売りおよび買いの注文数量②が該注文に対応する注文値段の左欄および右欄にそれぞれ並列されて表示されている構成（刊行物2、7-17頁「7-3-1板画面の表示項目、◆2分割板画面」における図、7-21頁「注文値段（成行・引成・指値）を表示します。また、指値部分については、2分割板画面は「20値段」、4・6分割板画面は「7値段」を表示します。」）と、

（なお、同図における注文値段の左欄が売りの注文数量であることおよび同右欄が買いの注文数量であることは、同刊行物2、7-22頁「気配表示中は以下の符号を、売気配の場合は値段の左側に、買気配の場合は値段の右側に表示します。」等の記載から、自明である。）

ii) 板画面および気配画面の双方において、3秒間隔で自動更新表示が行なわれる構成（刊行物2、7-1頁「第7章 板／気配情報の問い合わせについて」第4行目）、

iii) 板画面において、「板表示中心値段」が常に板中央部に表示するように板情報

TSE0000000986

Explore Litigation Insights

Docket Alarm provides insights to develop a more informed litigation strategy and the peace of mind of knowing you're on top of things.

Real-Time Litigation Alerts



Keep your litigation team up-to-date with **real-time alerts** and advanced team management tools built for the enterprise, all while greatly reducing PACER spend.

Our comprehensive service means we can handle Federal, State, and Administrative courts across the country.

Advanced Docket Research



With over 230 million records, Docket Alarm's cloud-native docket research platform finds what other services can't. Coverage includes Federal, State, plus PTAB, TTAB, ITC and NLRB decisions, all in one place.

Identify arguments that have been successful in the past with full text, pinpoint searching. Link to case law cited within any court document via Fastcase.

Analytics At Your Fingertips



Learn what happened the last time a particular judge, opposing counsel or company faced cases similar to yours.

Advanced out-of-the-box PTAB and TTAB analytics are always at your fingertips.

API

Docket Alarm offers a powerful API (application programming interface) to developers that want to integrate case filings into their apps.

LAW FIRMS

Build custom dashboards for your attorneys and clients with live data direct from the court.

Automate many repetitive legal tasks like conflict checks, document management, and marketing.

FINANCIAL INSTITUTIONS

Litigation and bankruptcy checks for companies and debtors.

E-DISCOVERY AND LEGAL VENDORS

Sync your system to PACER to automate legal marketing.